

川崎市国民保護計画 変更箇所一覧

項目	頁	変更後	変更前
計画内の 文言の 整理		「災害ボランティア」 「資器材」 「食料」 「緊急輸送道路」 「災害拠点病院」	「防災ボランティア」 「資機材」 「食糧」 「緊急輸送路」 「災害医療拠点病院」
第1部 第1章 2	2	※この計画において、各局室区、総務局危機管理室については、市国民保護警戒本部体制又は市国民保護対策本部体制が設置された場合には、各部、各区本部、本部事務局に読み替える。 また、市長等の役職の記載においても、各本部体制が設置された場合には、第3部第1章及び第2章の記載内容に基づき、市対策本部長等の本部体制の役職に読み替える。 <u>なお、この計画に定めのない事項については、川崎市地域防災計画を準用するものとする。</u>	※この計画において、各局室区、総務局危機管理室については、市国民保護警戒本部体制又は市国民保護対策本部体制が設置された場合には、各部、各区本部、本部事務局に読み替える。 また、市長等の役職の記載においても、各本部体制が設置された場合には、第3部第1章及び第2章の記載内容に基づき、市対策本部長等の本部体制の役職に読み替える。
第1部 第1章 3	4	市国民保護計画は、次の各部により構成する。 第1部 総論 第2部 平素からの備えや予防 第3部 武力攻撃事態等への対処 第4部 復旧等 第5部 緊急対処事態への対処 資料編	市国民保護計画は、次の各部により構成する。 第1部 総論 第2部 平素からの備えや予防 第3部 武力攻撃事態等への対処 第4部 復旧等 第5部 緊急対処事態への対処 資料編（資料編は別冊とするが、必要により参考表示を行う。）
第1部 第2章 6	6	市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、 <u>乳幼児、妊産婦</u> 、外国人市民その他特に配慮を要する者の保護について留意する。 <u>また、市は、この計画のすべての事項を通じて、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うものとする。</u> <u>なお</u> 、市は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。	市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人市民その他特に配慮を要する者の保護について留意する。 <u>また</u> 、市は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。
第1部 第2章 9	7	川崎市は、首都圏の中心部に位置し、東京都と横浜市の2大都市に隣接した細長い地形であり、東京を中心とする多数の幹線道路、鉄道路線が市域を横断している。このため、都心へのアクセス環境の良さから、宅地開発が進み、人口密度は1k㎡当たり <u>10,033</u> 人（平成 <u>25</u> 年10月1日時点）と都市化が進んだ過密都市となっている。 一方、本市は、京浜工業地帯の中核として、臨海部は、日本有数の石油コンビナート地帯であるが、羽田空港、 <u>国際戦略</u> 港湾である川崎港、首都圏の広域的幹線道路へのアクセスの良さを生かし、近年、大規模流通ターミナルの建設等の重工業からの事業転換もあり、また、内陸部に立地する大企業の事業所の中には、地方都市や海外への移転、事業所の統廃合等で、撤退したのものもあるが、IT関係を中心とする研究開発拠点として再編された事業所も多く、産業構造の変化が進む中で、高次	川崎市は、首都圏の中心部に位置し、東京都と横浜市の2大都市に隣接した細長い地形であり、東京を中心とする多数の幹線道路、鉄道路線が市域を横断している。このため、都心へのアクセス環境の良さから、宅地開発が進み、人口密度は1k㎡当たり <u>9,765</u> 人（平成 <u>21</u> 年10月1日時点）と都市化が進んだ過密都市となっている。 一方、本市は、京浜工業地帯の中核として、臨海部は、日本有数の石油コンビナート地帯であるが、羽田空港、 <u>特定重要</u> 港湾である川崎港、首都圏の広域的幹線道路へのアクセスの良さを生かし、近年、大規模流通ターミナルの建設等の重工業からの事業転換もあり、また、内陸部に立地する大企業の事業所の中には、地方都市や海外への移転、事業所の統廃合等で、撤退したのものもあるが、IT関係を中心とする研究開発拠点として再編された事業所も多く、産業構造の変化が進む中で、高次

		<p>の情報サービス機能や高度な加工技術を有する企業が多数立地する活力ある産業集積が形成されている。</p> <p>(略)</p> <p>(本市の主な地域特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京、横浜に接し、首都圏の中心部に位置すること(都市化、人口の過密化の進行) 京浜臨海部における石油コンビナート施設等があること 原子力関連施設があること(川崎区浮島町地内、麻生区王禅寺地内) <u>国際戦略</u>港湾川崎港があること 再拡張・国際化された羽田空港に隣接すること 		<p>の情報サービス機能や高度な加工技術を有する企業が多数立地する活力ある産業集積が形成されている。</p> <p>(略)</p> <p>(本市の主な地域特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京、横浜に接し、首都圏の中心部に位置すること(都市化、人口の過密化の進行) 京浜臨海部における石油コンビナート施設等があること 原子力関連施設があること(川崎区浮島町地内、麻生区王禅寺地内) <u>特定重要</u>港湾川崎港があること 再拡張・国際化された羽田空港に隣接すること 	
第1部 第3章 第3節	1 1	6 神奈川労働局 (川崎南・北労働基準監督署)	<p><u>1 工場・建設現場等事業場における被害拡大防止のための指導等</u></p> <p><u>2 復旧・復興工事の労働災害防止の指導等</u></p> <p><u>3 被災者の雇用対策</u></p>	6 神奈川労働局 (川崎南・北労働基準監督署)	被災者の雇用対策
	1 1	7 関東農政局	<p>1 武力攻撃災害時における応急用食料の調達・供給に関する事務</p> <p>2 農業関連施設の応急復旧</p>	7 関東農政局 (<u>神奈川農政事務所</u>)	<p>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保に関する連絡調整</p> <p>2 農業関連施設の応急復旧</p>
	1 2	16 第三管区海上保安本部 (<u>横浜海上保安部</u> 、 <u>川崎海上保安署</u>)	<p>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達</p> <p>2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保</p> <p>3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等</p> <p>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示</p> <p>5 海上における消火・<u>防除</u>活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</p>	16 第三管区海上保安本部 (<u>横浜海上保安部</u> 、 <u>川崎海上保安署</u>)	<p>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達</p> <p>2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保</p> <p>3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等</p> <p>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示</p> <p>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</p>
第1部 第3章 第5節	1 2	1 日本赤十字社 (神奈川県支部)	<p>1 <u>医療救護</u></p> <p>2 <u>外国人の安否調査</u></p> <p>3 <u>救援物資の備蓄及び配分</u></p> <p>4 <u>武力攻撃災害時の血液製剤の供給</u></p> <p>5 <u>その他の救援</u></p>	1 日本赤十字社 (神奈川県支部)	<p>1 <u>救援への協力</u></p> <p>2 <u>救援に関する団体、個人による協力活動の連絡調整</u></p> <p>3 <u>外国人の安否情報の収集、整理及び回答</u></p>
	1 3	5 東京ガス(株)	<p>1 施設の整備及び点検</p> <p>2 被災施設の応急復旧</p>	5 東京瓦斯(株) (川崎支店) (<u>神奈川導管ネットワークセンター</u>) (<u>神奈川ガスライト 24</u>)	<p>1 施設の整備及び点検</p> <p>2 <u>被災地に対する燃料供給の確保</u></p> <p>3 被災施設の応急復旧</p>
	1 4	10 電気通信事業者 (東日本電信電話(株)) (<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</u>) (<u>KDDI(株)</u>) (<u>ソフトバンクテレコム(株)</u>) (株) <u>NTT</u> コモ)	<p>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力</p> <p>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</p> <p>3 電気通信施設の被害調査及び復旧</p>	10 電気通信事業者 (東日本電信電話(株)) (<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</u>) (<u>KDDI(株)</u>) (<u>ソフトバンクテレコム(株)</u>) (株) <u>エヌ・ティ・ティ・コム</u>)	<p>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力</p> <p>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</p> <p>3 電気通信施設の被害調査及び復旧</p>

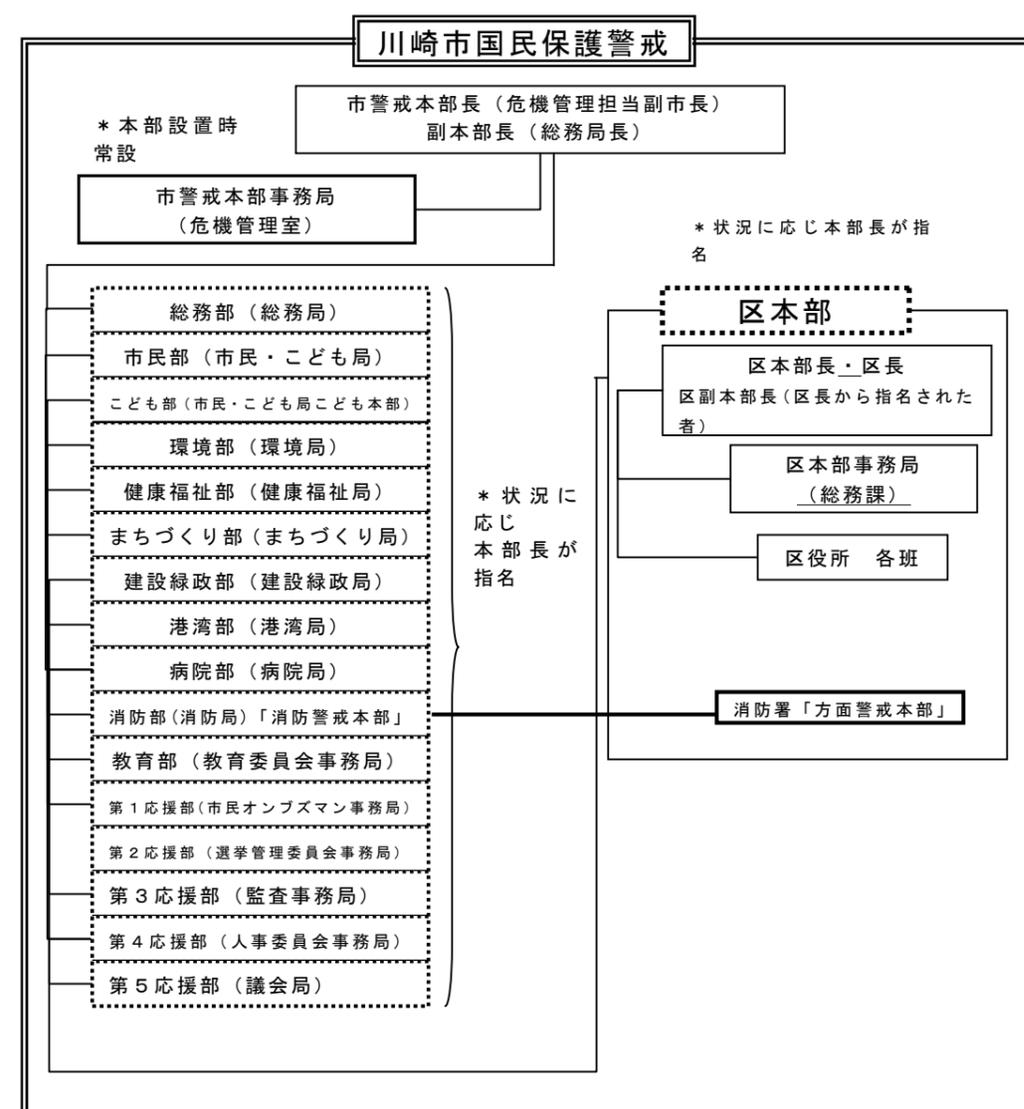
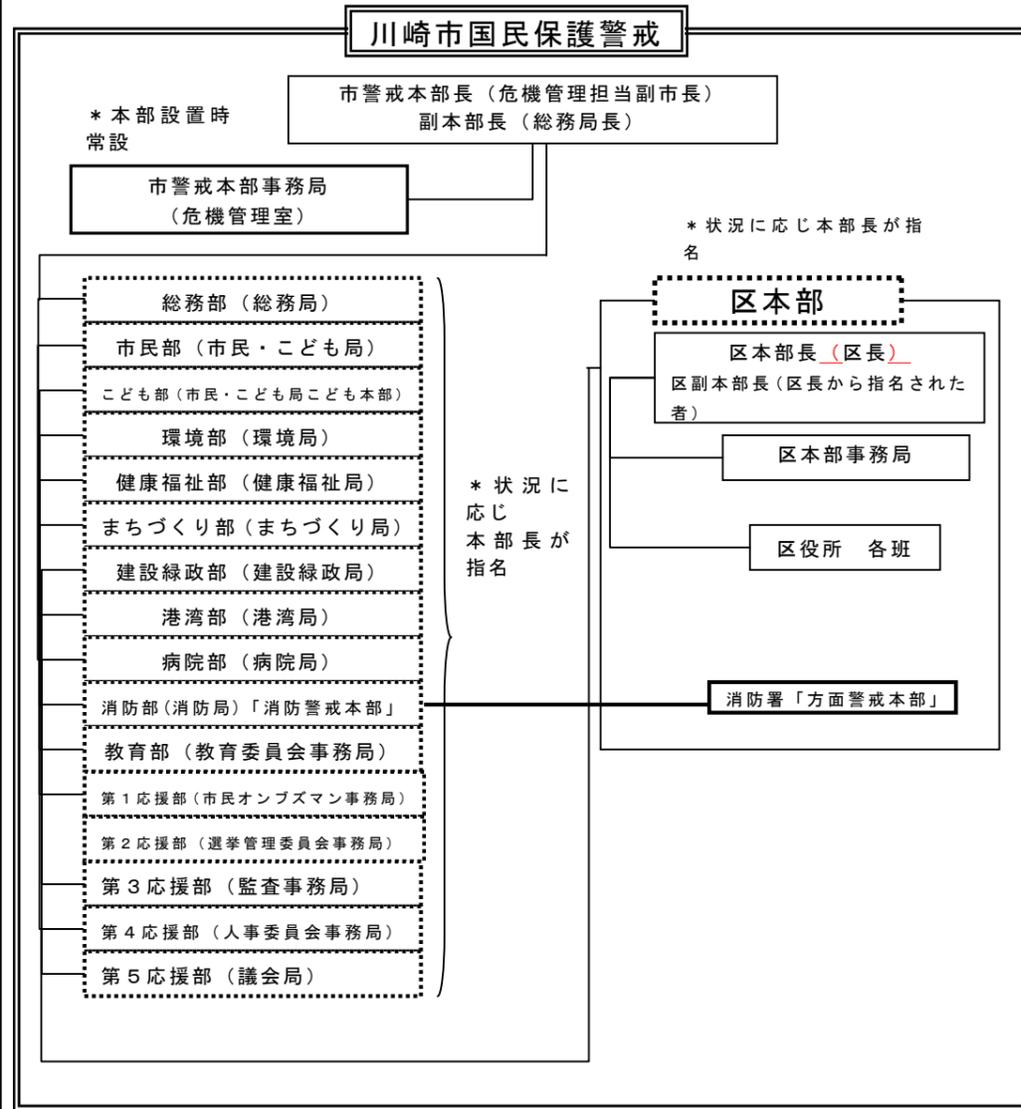
		(ソフトバンクモバイル株)		(ソフトバンクモバイル株)	
	1 4	13 <u>日本郵便株式会社</u>	郵便の送達の確保	13 <u>郵便事業株式会社</u>	郵便の送達の確保
第1部 第3章 第6節	1 4	1 <u>(公社)神奈川県医師会</u> <u>(一社)神奈川県歯科医師会</u> <u>(公社)神奈川県薬剤師会</u> <u>(公社)神奈川県看護協会</u> <u>(地独)神奈川県立病院機構</u>	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供	1 <u>(社)神奈川県医師会</u> <u>(社)神奈川県歯科医師会</u> <u>(社)神奈川県薬剤師会</u> <u>(社)神奈川県看護協会</u> <u>(独)神奈川県立病院機構</u>	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
	1 4	2 <u>(一社)神奈川県バス協会</u>	避難住民の運送の確保	2 <u>(社)神奈川県バス協会</u>	避難住民の運送の確保
	1 4	3 <u>(一社)神奈川県トラック協会</u>	緊急物資の運送の確保	3 <u>(社)神奈川県トラック協会</u>	緊急物資の運送の確保
	1 5	5 <u>(公社)神奈川県LPガス協会</u> <u>(川崎南支部、川崎北支部)</u>	1 <u>施設の整備及び点検</u> 2 <u>被災地に対する燃料供給の確保</u> 3 <u>被災施設の応急復旧</u>		
	1 5	【参考】地域防災計画に記載されている、その他の防災機関等の事務又は業務の大綱 市は、国民保護計画においても地域防災計画と同様の協力が得られるよう、平素からこれらの関係機関等との連携・協力体制の構築に努力する。 <u>また、その他、本市と防災協定等を締結している防災関係機関等については、地域防災計画資料編に掲載する。</u>		【参考】地域防災計画に記載されている、その他の防災機関等の事務又は業務の大綱 市は、国民保護計画においても地域防災計画と同様の協力が得られるよう、平素からこれらの関係機関等との連携・協力体制の構築に努力する。	
	1 5	<u>(一社)川崎建設業協会</u>	1 道路・河川等応急対策に関する協力 2 復旧用資機材及び人員の確保	<u>(社)川崎建設業協会</u>	1 道路・河川等応急対策に関する協力 2 復旧用資機材及び人員の確保
	1 5	<u>(公社)川崎市医師会</u> <u>(公社)川崎市歯科医師会</u> <u>(一社)川崎市薬剤師会</u> <u>(公社)川崎市看護協会</u> <u>(公社)神奈川県柔道整復師会</u>	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 3 医療救護班による応急医療対策への協力	<u>(社)川崎市医師会</u> <u>(社)川崎市歯科医師会</u> <u>(社)川崎市薬剤師会</u> <u>(社)川崎市看護協会</u> <u>(社)神奈川県柔道整復師会川崎市支部連合会</u>	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 3 医療救護班による応急医療対策への協力
	1 6	<u>(公社)川崎市病院協会</u>	医療救護病院における医療対策	<u>(社)川崎市病院協会</u>	医療救護病院における医療対策
	1 6			<u>神奈川県エルピーガス協会</u> <u>(川崎南支部、川崎北支部)</u>	1 <u>燃料の確保に関する協力</u> 2 <u>復旧用資機材の確保及び復旧対策</u>
	第1部 第4章 1	1 7	(3) 海岸線及び水路等 <u>臨海部はそのほとんどを島状の埋立地が占め、橋りょうやトンネルで結ぶ形で形成されている。その先端には国際戦略港湾である川崎港があり、大型船の接岸可能な岸壁を有する。近年この地区は港湾機能の拡充を図りつつ、大規模地震発生時に緊急物資を輸送する耐震強化岸壁の整備や国による基幹的広域防災拠点の整備が行われた。また、経済活動を維持し、国際物流機能を確保するための耐震強化岸壁を、港湾計画に位置付けている。</u>	(3) 海岸線及び水路等 <u>海岸部はそのほとんどを島状の埋立地が占め、橋りょうやトンネルで結ぶ形で形成されている。その先端には特定重要港湾である川崎港があり、大型船の接岸可能な岸壁を有する。近年この地区は港の機能の拡充を図りつつ、大規模災害に備えての耐震バースの整備や国による基幹的広域防災拠点の整備が行われた。</u>	

		<p>多摩川では国土交通省と川崎市の共用となる大師河原河川防災ステーションの設置や、同省による緊急河川敷道路の整備が両岸で進められている。</p> <p>(4) 気象</p> <p><u>本市の年間の平均気温の平年値は1.6度前後と温暖である。横浜地方気象台の観測データでは、月平均気温の平年値は1月の5.9度が最低値、8月の26.7度が最高値である。</u></p> <p><u>年間降水量は、この10年は1,400~2,000mmとなっている。また、過去10年間(平成16年~25年度)の市内での1時間雨量50mm以上の発生日数は平均2.5日発生しており、最大1時間雨量は、中原区及び高津区の観測地において85mmを記録している。</u></p> <p><u>(横浜気象台気象概況、川崎市の災害概要、川崎市統計情報)</u></p>	<p>多摩川では国土交通省と川崎市の共用となる大師河原河川防災ステーションの設置や、同省による緊急河川敷道路の整備が両岸で進められている。</p> <p>(4) 気象</p> <p><u>川崎市の市域は、年平均気温の平年値は15.5℃と温暖である。横浜地方気象台の観測データでは、月平均気温の平年値は1月の5.6℃が最低値、8月の26.4℃が最高値である。</u></p> <p><u>また、年降水量の平年値は1622.5mmで、月降水量の平年値は12月の43.2mmが最少値で、9月の232.4mmが最大値となっている。</u></p> <p><u>年日照時間の平年値は1920.6時間で、月日照時間の平年値は9月の125.3時間が最少値で、8月の203.4時間が最大値である。</u></p> <p><u>年平均風速の平年値は3.4m/sで、月平均風速の平年値は7月の3.2m/sが最小値、3月の3.8m/sが最大値となっており、年最多風向の平年値は北で、7月は南西、8月は南南西となっている他は北の風が最多となっている。</u></p> <p><u>平年値は、横浜地方気象台の1971年から2000年までの30年間の平均値である。</u></p> <p><u>(出典 日本気候表及び気象庁年報(いずれも横浜地方気象台の値))</u></p>
<p>第1部 第4章 2</p>	<p>18</p>	<p>(1) 人口及び人口分布</p> <p>市の人口は<u>1,448,196</u>人(平成25年10月1日時点)、世帯数は<u>678,310</u>世帯であり、市全体の人口密度は1k㎡当たり<u>10,033</u>人(面積144.35k㎡)となる。人口密度を区別に見ると、川崎区の<u>5,416</u>人・麻生区の<u>7,516</u>人以外の各区はみな1万人を超え、政令指定都市では、大阪市に次ぐ過密都市となっている。</p> <p>近年事業所の市域外への移転や、駅周辺の再開発等が顕在化する中、その跡地を大規模集合住宅用地として再開発することや、中・北部地域における宅地開発等により、人口増加比率では政令市及び東京都区部の中では上位に位置している。</p> <p><u>最新の国勢調査(平成22年)によると昼間人口比率は89.5%であり、7区のうち川崎区については、昼間人口が夜間人口を上回っている。また、年齢別に見ると、15歳未満の人口は約18.6万人(約13%)で、中でも0歳から4歳までの人口は約6.7万人(約5%)である。また、65歳以上の人口は約23.7万人(約17%)である。</u></p> <p><u>このように、本市は、人口が増加しており、人口及び住宅の過密集中による被害拡大や、市外通学・通勤者が多く、高齢者の人口増加が著しいため、昼間の対応についても、十分検討しなければならない。</u></p> <p>(2) 土地</p> <p><u>最新の川崎市土地利用現況(平成22年度調査結果)によれば、市域面積の84.8%が都市的土地利用に供されており、自然的土地利用は市域の15.2%となっている。都市的土地利用の内訳は、住宅系土地利用32.9%、商業系土地利用4.3%、工業用地11.2%となっている。</u></p> <p>平成21年末現在の都市計画区域は、14,435haで、このうち市街化区域は12,726ha(88%)、市街化調整区域1,709ha(12%)となっている。</p> <p>(3) 交通 (略)</p> <p>道路網についても、市域を横断する国道、県道、自動車専用道路などの<u>9</u>路線</p>	<p>(1) 人口及び人口分布</p> <p>市の人口は<u>1,409,558</u>人(平成21年10月1日時点)、世帯数は<u>652,609</u>世帯であり、市全体の人口密度は1k㎡当たり<u>9,765</u>人(面積144.35k㎡)となる。人口密度を区別に見ると、川崎区の<u>5,366</u>人・麻生区の<u>7,234</u>人以外の各区はみな1万人を超え、政令指定都市では、大阪市に次ぐ過密都市となっている。</p> <p>近年事業所の市域外への移転や、駅周辺の再開発等が顕在化する中、その跡地を大規模集合住宅用地として再開発することや、中・北部地域における宅地開発等により、人口増加比率では政令市及び東京都区部の中では上位に位置している。</p> <p><u>夜間人口が昼間人口よりも多く、市外へ流出する就労者が多い。一方、特に、製造業に従事する市外から流入する就労者が多い川崎区では、唯一、昼間人口が夜間人口を上回っている。(平成17年度国勢調査結果)</u></p> <p>(2) 土地</p> <p><u>平成18年の土地利用現況によれば、市域面積の83.9%が都市的土地利用に供されており、自然的土地利用は市域の16.1%となっている。その内訳は、住宅系土地利用31.2%、商業・業務用地3.9%、工業用地11.4%となっている。</u></p> <p>平成21年末現在の都市計画区域は、14,435haで、このうち市街化区域は12,726ha(88%)、市街化調整区域1,709haとなっている。</p> <p>(3) 交通 (略)</p> <p>道路網についても、市域を横断する国道、県道、自動車専用道路などの<u>10</u>路</p>

	1 9	<p>の主要幹線道路は、その大部分が4車線以上に整備されているのに比べ、市域を縦貫する路線は、国道409号～川崎府中線（府中街道）、鶴見溝ノ口線～野川菅生線（尻手黒川線）、幸多摩線（多摩沿線道路）の3路線と少なく、整備が遅れている。これらの状況緩和のため、平成8年3月にはJR南武線の連続立体交差事業（武蔵小杉～第三京浜道路交差部）が完了し、平成14年4月には、東京湾横断道路（アクアライン）と接続する川崎縦貫道路（I期区間）のうち、川崎浮島ジャンクション～殿町出入口までが開通、また平成22年10月には、殿町～大師ジャンクションまでが開通となった。</p> <p>（略）</p> <p>(5) 危険物等の集積施設等</p> <p>市域には、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に定める「石油コンビナート等特別防災区域」に指定された地区として、京浜臨海地区が存在する。</p> <p>同地区には平成24年貨物取扱量国内第8位の国際戦略港湾「川崎港」があり、<u>京浜港の一翼を担う国際貿易港、国内輸送拠点港、京浜工業地帯の中核を成す工業港、エネルギー関連産業が集積する拠点として、首都圏の産業活動と住民生活を支える重要な役割</u>を担っている。施設内にはSOLAS条約（巻末用語集参照）に伴う対応として警備監視体制下におかれている部分や、生活関連等施設に属する部分もある。</p>		<p>線の主要幹線道路は、その大部分が4車線以上に整備されているのに比べ、市域を縦貫する路線は、国道409号線（府中街道）、尻手黒川線、多摩沿線道路の3路線と少なく、整備が遅れている。これらの状況緩和のため、平成8年3月にはJR南武線の連続立体交差事業（武蔵小杉～第三京浜道路交差部）が完了し、平成14年4月には、東京湾横断道路（アクアライン）と接続する川崎縦貫道路（I期区間）のうち、川崎浮島ジャンクション～殿町出入口までが開通、また平成22年10月には、殿町～大師ジャンクションまでが開通となった。</p> <p>（略）</p> <p>(5) 危険物等の集積施設等</p> <p>市域には、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に定める「石油コンビナート等特別防災区域」に指定された地区として、京浜臨海地区が存在する。</p> <p>同地区には平成21年貨物取扱量国内第7位の<u>特定重要港湾</u>「川崎港」があり、<u>企業の生産活動を支える工業港機能、市民生活を支える物流港機能を担っている</u>。施設内にはSOLAS条約（巻末用語集参照）に伴う対応として警備監視体制下におかれている部分や、生活関連等施設に属する部分もある。</p>	
第2部 第1章 第1 1	2 4	総務局 (危機管理室を含む)	<p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること ・ 国際交流協会との連絡調整に関すること ・ 他の局(室)区に属さない国民保護措置等に関すること 	総務局 (危機管理室を含む)	<p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること ・ 国際交流センターとの連絡調整に関すること ・ 他の局(室)区に属さない国民保護措置等に関すること
	2 5	健康福祉局	<p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本赤十字社神奈川県支部との連絡調整に関すること ・ 災害ボランティア（専門ボランティア含む）との連携に関すること ・ 救援に関する医療関係団体との調整に関すること 	健康福祉局	<p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本赤十字社神奈川県支部との連絡調整に関すること ・ 防災ボランティア（専門ボランティア）との連携に関すること ・ 救援に関する医療関係団体との調整に関すること
	2 6	※ 災害時要援護者：高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等自ら避難することが困難な者や外国人市民の様に情報の伝達に工夫が必要な者等をいう		※ 災害時要援護者：高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者や外国人市民の様に情報の伝達に工夫が必要な者等をいう	
第2部 第1章 第1 2	2 7	<p>(1) 24時間即応体制の確立</p> <p>市は、武力攻撃等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、事態の推移に応じ速やかに必要な職員を確保し、的確かつ迅速な初動体制をとる必要がある。このため、市長及び消防機関を始めとする関係各機関・団体並びに、各局(室)区の危機管理を統括する課長・副区長（以下「危機管理主管」という。）に連絡を取ることができる24時間即応可能な体制を整備、確保する。</p>		<p>(1) 24時間即応体制の確立</p> <p>市は、武力攻撃等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、事態の推移に応じ速やかに必要な職員を確保し、的確かつ迅速な初動体制をとる必要がある。このため、市長及び消防機関を始めとする関係各機関・団体並びに、各局(室)区の危機管理を統括する課長（以下「危機管理主管」という。）に連絡を取ることができる24時間即応可能な体制を整備、確保する。</p>	
第2部 第1章 第2 5	3 0 3 1	<p>(2) 医療機関との連携《健康福祉局・病院局・消防局》</p> <p>（略）</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、健康安全研究所をはじめ、(財)日本中毒情報センター、国立感染症研究所等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>		<p>(2) 医療機関との連携《健康福祉局・病院局・消防局》</p> <p>（略）</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、衛生研究所をはじめ、(財)日本中毒情報センター、国立感染症研究所等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	

第2部 第1章 第3	3 1	市は、武力攻撃事態等における <u>警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるように、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、防災行政通信網などの非常通信体制の整備等による通信の確保を行い、市及び防災関係機関並びに地域住民との情報連絡体制の充実を図る。</u>	市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、非常通信体制の整備等による通信の確保を行い、市及び防災関係機関並びに地域住民との情報連絡体制の充実を図る。
第2部 第1章 第3 1	3 2	【他の機関の所有する通信網との連携】 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）</u> (内閣官房が発信する、緊急事態、武力攻撃事態に関する情報の受信) ・ <u>全国瞬時警報システム（J - A L E R T）</u> (総務省消防庁が発信する、自然災害、国民保護に関する情報の受信) ・ <u>T w i t t e r</u> (T w i t t e r社の提供する情報サービスを用いた情報配信) ・ <u>テレビ神奈川データ放送</u> (テレビ神奈川を介した市民向け情報配信) ・ <u>ケーブルテレビデータ放送</u> (市内ケーブルテレビ事業者を介した市民向け情報配信) ・ 石油コンビナート無線 (県設置の神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線の活用) 	【他の機関の所有する通信網との連携】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油コンビナート無線 (県設置の神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線の活用)
第2部 第1章 第4 1	3 5	(2) 体制の整備に当たっての留意事項 《危機管理室・消防局》 市は、体制の整備に際しては、危機管理における体制を踏まえ、 <u>災害情報カメラ</u> 、ヘリコプターテレビ電送システム等を利用した効率的かつ多角的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信及び電源等の確保に留意する。	(2) 体制の整備に当たっての留意事項 《危機管理室・消防局》 市は、体制の整備に際しては、危機管理における体制を踏まえ、ヘリコプターテレビ電送システム等を利用した効率的かつ多角的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信及び電源等の確保に留意する。
第2部 第1章 第4 2	3 5 3 6	(1) 警報の伝達体制の整備 ア 伝達体制の周知及び構築 市は、知事から警報の内容の通知があった場合における市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、 <u>公益財団法人川崎市国際交流協会、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会、自主防災組織及び地域ボランティア等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮し、体制の整備及び構築を図る。</u> イ 迅速かつ効果的な伝達体制 警報の内容は、国、県からの通知に基づき、テレビ、ラジオ等の放送事業者（指定公共機関）による緊急放送が行われることとなっているが、市では、これと並行し防災行政無線（同報系）による一斉放送をはじめ、 <u>インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビデータ放送、コミュニティFM（かわさきFM）、T w i t t e r、広報車等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。</u>	(1) 警報の伝達体制の整備 ア 伝達体制の周知及び構築 市は、知事から警報の内容の通知があった場合における市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、財団法人川崎市国際交流協会、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会、自主防災組織及び地域ボランティア等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮し、体制の整備及び構築を図る。 イ 迅速かつ効果的な伝達体制 警報の内容は、国、県からの通知に基づき、テレビ、ラジオ等の放送事業者（指定公共機関）による緊急放送が行われることとなっているが、市では、これと並行し防災行政無線（同報系）による一斉放送をはじめ、 <u>各区広報車、携帯拡声器、消防ヘリ等による音声広報、川崎市ホームページ、メールニュースかわさき、テレビ神奈川データ放送、かわさきエフエム等を活用した視聴覚広報等多角的な警報の伝達に努める。</u>
第2部 第1章 第6 2	3 9	(3) 訓練に当たっての留意事項 (略) <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者、<u>乳幼児、妊産婦</u>その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られる 	(3) 訓練に当たっての留意事項 (略) <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

		よう留意する。																																									
第2部 第2章 1	4 2	(3) 災害時要援護者への配慮《 市民・子ども局・健康福祉局・各区役所 》 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、 <u>乳幼児、妊産婦</u> 等自ら避難することが困難な者や外国人市民のように情報の伝達に工夫が必要な者等の避難について、自然災害時の避難支援体制を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じ、迅速かつ的確な避難誘導が行えるよう職員の配置等にも留意する。	(3) 災害時要援護者への配慮《 市民・子ども局・健康福祉局・各区役所 》 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者や外国人市民のように情報の伝達に工夫が必要な者等の避難について、自然災害時の避難支援体制を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じ、迅速かつ的確な避難誘導が行えるよう職員の配置等にも留意する。																																								
第2部 第2章 2	4 2	市は、県、県警察、自衛隊、各行政機関、各公共機関、自主防災組織、町内会・自治会等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、 <u>妊産婦</u> その他の自ら避難することが困難な者の避難方法及び地域の特性等について配慮するものとする。	市は、県、県警察、自衛隊、各行政機関、各公共機関、自主防災組織、町内会・自治会等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法及び地域の特性等について配慮するものとする。																																								
第2部 第4章 1	4 8	武力攻撃災害等の発生時には、多数のり災者、負傷者の発生が予想される。そこで、もしもの場合に備え、市民は、3日分 <u>以上(安心のため7日分以上)</u> の飲料水や食料品及び生活必需品等の非常持出品の備蓄に努める。	武力攻撃災害等の発生時には、多数のり災者、負傷者の発生が予想される。そこで、もしもの場合に備え、市民は、3日分 <u>程度</u> の飲料水や食料品及び生活必需品等の非常持出品の備蓄に努める。																																								
第2部 第4章 2	4 8	【川崎市における主な備蓄品及び備蓄場所】 (平成 26 年 10月 1日現在)	【川崎市における主な備蓄品及び備蓄場所】 (平成 22 年 10月 1日現在)																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>類目</th> <th>備蓄品内容</th> <th>計画上の呼称</th> <th>備蓄場所</th> <th>拠点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料・生活必需品</td> <td>アルファ米、同(おかゆ)、粉ミルク、毛布、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品等</td> <td>災害用備蓄物資等備蓄場所</td> <td><u>集中</u>備蓄倉庫(区道路公園センター・指定された公園等)・<u>各避難所(市立小・中学校等)</u></td> <td><u>191</u>箇所</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td></td> <td>災害時応急給水拠点</td> <td>各区に 11~<u>32</u>箇所</td> <td><u>139</u>箇所</td> </tr> <tr> <td>医薬品</td> <td></td> <td>医薬品等備蓄場所</td> <td>健康福祉局が備蓄し、市立病院・区保健福祉センター・地区健康福祉ステーション等の医療救護所において使用</td> <td><u>19</u>箇所</td> </tr> </tbody> </table>	類目	備蓄品内容	計画上の呼称	備蓄場所	拠点数	食料・生活必需品	アルファ米、同(おかゆ)、粉ミルク、毛布、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品等	災害用備蓄物資等備蓄場所	<u>集中</u> 備蓄倉庫(区道路公園センター・指定された公園等)・ <u>各避難所(市立小・中学校等)</u>	<u>191</u> 箇所	飲料水		災害時応急給水拠点	各区に 11~ <u>32</u> 箇所	<u>139</u> 箇所	医薬品		医薬品等備蓄場所	健康福祉局が備蓄し、市立病院・区保健福祉センター・地区健康福祉ステーション等の医療救護所において使用	<u>19</u> 箇所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>類目</th> <th>備蓄品内容</th> <th>計画上の呼称</th> <th>備蓄場所</th> <th>拠点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食糧・生活必需品</td> <td>アルファ米、同(おかゆ)、粉ミルク、毛布、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品等</td> <td>災害用備蓄物資等備蓄場所</td> <td>備蓄倉庫(区道路公園センター・指定された公園等)・<u>全中学校・指定された小学校</u></td> <td><u>92</u>箇所</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td></td> <td>災害時応急給水拠点</td> <td>各区に 11~<u>27</u>箇所</td> <td><u>117</u>箇所</td> </tr> <tr> <td>医薬品</td> <td></td> <td>医薬品等備蓄場所</td> <td>健康福祉局が備蓄し、市立病院・区保健福祉センター・地区健康福祉ステーション等の医療救護所において使用</td> <td><u>20</u>箇所</td> </tr> </tbody> </table>	類目	備蓄品内容	計画上の呼称	備蓄場所	拠点数	食糧・生活必需品	アルファ米、同(おかゆ)、粉ミルク、毛布、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品等	災害用備蓄物資等備蓄場所	備蓄倉庫(区道路公園センター・指定された公園等)・ <u>全中学校・指定された小学校</u>	<u>92</u> 箇所	飲料水		災害時応急給水拠点	各区に 11~ <u>27</u> 箇所	<u>117</u> 箇所	医薬品		医薬品等備蓄場所	健康福祉局が備蓄し、市立病院・区保健福祉センター・地区健康福祉ステーション等の医療救護所において使用	<u>20</u> 箇所
類目	備蓄品内容	計画上の呼称	備蓄場所	拠点数																																							
食料・生活必需品	アルファ米、同(おかゆ)、粉ミルク、毛布、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品等	災害用備蓄物資等備蓄場所	<u>集中</u> 備蓄倉庫(区道路公園センター・指定された公園等)・ <u>各避難所(市立小・中学校等)</u>	<u>191</u> 箇所																																							
飲料水		災害時応急給水拠点	各区に 11~ <u>32</u> 箇所	<u>139</u> 箇所																																							
医薬品		医薬品等備蓄場所	健康福祉局が備蓄し、市立病院・区保健福祉センター・地区健康福祉ステーション等の医療救護所において使用	<u>19</u> 箇所																																							
類目	備蓄品内容	計画上の呼称	備蓄場所	拠点数																																							
食糧・生活必需品	アルファ米、同(おかゆ)、粉ミルク、毛布、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品等	災害用備蓄物資等備蓄場所	備蓄倉庫(区道路公園センター・指定された公園等)・ <u>全中学校・指定された小学校</u>	<u>92</u> 箇所																																							
飲料水		災害時応急給水拠点	各区に 11~ <u>27</u> 箇所	<u>117</u> 箇所																																							
医薬品		医薬品等備蓄場所	健康福祉局が備蓄し、市立病院・区保健福祉センター・地区健康福祉ステーション等の医療救護所において使用	<u>20</u> 箇所																																							
第3部 第1章 2	5 5	国による事態認定が行われ、本市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があった場合は、市警戒本部体制、 <u>市災害対策本部体制等</u> を廃止し、直ちに市対策本部を設置する。	国による事態認定が行われ、本市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があった場合は、市警戒本部体制若しくは市災害対策本部体制を廃止し、直ちに市対策本部を設置する。 (略)																																								



【事態の状況に応じた初動体制】 【職員参集基準】				
事態の状況	発令基準	動員体制	動員種別	
56 事態認定前	<ul style="list-style-type: none"> 市として、武力攻撃等に関する情報収集等の対応が必要な場合 武力攻撃等によると思われる行為が行われた、あるいは行われる予兆等がある場合 	市国民保護計画に基づく警戒体制（市警戒体制）	総務局危機管理室	
		市地域防災計画等に基づく警戒体制	1号配備（複数の局区対応）	
		㊸市警戒本部体制 ※注1 本部組織の構成局及び動員種別は市国民保護計画に予め動員配備基準等を定めるが、市警戒本部長の指示により必要な職員を配備する。（各部長との協議により増員可能）	㊹市地域防災計画等に基づく市災害警戒本部体制 ※注2 本部組織の構成局及び動員種別等は各防災計画に定める動員配備基準による ○市地域防災計画等に基づく市災害対策本部体制 ※注2 本部組織の構成局及び動員種別等は各防災計画に定める動員配備基準による	2号配備（全局区対応）
			3号配備（全局区対応）	
			4号配備（全局区対応）	
		5号配備 ※3（全員対応）		
事態認定後	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部設置の通知がない場合 市として、武力攻撃等に関する情報収集等の対応が必要な場合 武力攻撃等によると思われる行為が行われた、あるいは行われる予兆等がある場合 	市警戒体制 ○ 市地域防災計画等に基づく警戒体制を設置していた場合は、国の事態認定が行われた時点で、市国民保護計画に基づく市警戒体制又は市警戒本部体制に移行	総務局危機管理室	
		市警戒本部体制 ※注1 ※事態認定があった時点から、市国民保護計画に基づく必要な国民保護措置が実施可能となる。 ① 事態認定後、国から速やかに市対策本部の設置の指定の通知があった場合は市対策本部体制に移行 ② 市地域防災計画等に基づく市災害警戒本部体制は、事態認定後、国から速やかに市対策本部の設置の指定がなかった場合は、市警戒本部体制に移行 ③ ②の場合において市長が市対策本部の設置の指定の必要があると判断した場合は、動員種別を5号配備とすると共に、知事を通じ国に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請することができる	1号配備（複数の局区対応）	
			2号配備（全局区対応）	
			3号配備（全局区対応）	
			4号配備（全局区対応）	
		5号配備 ※3（全員対応）		
	市対策本部設置の通知を受けた場合	市対策本部体制 ※注1（原則として全員体制）	5号配備（全員対応）	

【事態の状況に応じた初動体制】 【職員参集基準】				
事態の状況	発令基準	動員体制	動員種別	
事態認定前	<ul style="list-style-type: none"> 市として、武力攻撃等に関する情報収集等の対応が必要な場合 武力攻撃等によると思われる行為が行われた、あるいは行われる予兆等がある場合 	市国民保護計画に基づく警戒体制（市警戒体制）	総務局危機管理室	
		市地域防災計画等に基づく警戒体制	1号配備（複数の局区対応）	
		㊸市警戒本部体制 ※注1 本部組織の構成局及び動員種別は市国民保護計画に予め動員配備基準等を定めるが、市警戒本部長の指示により必要な職員を配備する。（各部長との協議により増員可能）	㊹市地域防災計画等に基づく市災害警戒本部体制 ※注2 本部組織の構成局及び動員種別等は各防災計画に定める動員配備基準による ○市地域防災計画等に基づく市災害対策本部体制 ※注2 本部組織の構成局及び動員種別等は各防災計画に定める動員配備基準による	2号配備（複数の局区対応）
			3号配備（全局区対応）	
			4号配備（全局対応）	
		5号配備 ※3（全員対応）		
事態認定後	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部設置の通知がない場合 市として、武力攻撃等に関する情報収集等の対応が必要な場合 武力攻撃等によると思われる行為が行われた、あるいは行われる予兆等がある場合 	市警戒体制 ○ 市地域防災計画等に基づく警戒体制を設置していた場合は、国の事態認定が行われた時点で、市国民保護計画に基づく市警戒体制又は市警戒本部体制に移行	総務局危機管理室	
		市警戒本部体制 ※注1 ※事態認定があった時点から、市国民保護計画に基づく必要な国民保護措置が実施可能となる。 ① 事態認定後、国から速やかに市対策本部の設置の指定の通知があった場合は市対策本部体制に移行 ② 市地域防災計画等に基づく市災害警戒本部体制は、事態認定後、国から速やかに市対策本部の設置の指定がなかった場合は、市警戒本部体制に移行 ③ ②の場合において市長が市対策本部の設置の指定の必要があると判断した場合は、動員種別を5号配備とすると共に、知事を通じ国に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請することができる	1号配備（複数の局区対応）	
			2号配備（複数の局区対応）	
			3号配備（全局対応）	
			4号配備（全局対応）	
		5号配備 ※3（全員対応）		
	市対策本部設置の通知を受けた場合	市対策本部体制 ※注1（原則として全員体制）	5号配備（全員対応）	

		【川崎市国民保護計画動員基準】					
		a 各部					
		部名	1号	2号	3号	4号	5号
57		総合企画・財政・経済労働 会計・交通・病院・教育 第1応援部（市民オンブズマン事務局） 第2応援部（選挙管理委員会事務局） 第3応援部（監査事務局） 第4応援部（人事委員会事務局） 第5応援部（議会局）		<u>連絡員</u>	5～10%	10～50%	100%
		総務・市民・子ども・環境・健康福祉・港湾・上下水道	連絡員	5～10%	10～20%	20～50%	100%
		まちづくり・建設緑政	連絡員	5～20%	20～40%	40～50%	100%
		消防	特別警防体制に必要な人員				100%
		b 区本部					
		各地区隊名	1号	2号	3号	4号	5号
58		区役所（道路公園班を除く）	連絡員	5～10%	10～50%	50～80%	100%
		道路公園班（道路公園センター）	連絡員	5～20%	20～50%	50～80%	100%
		消防署（方面警戒本部）	特別警防体制に必要な人員				100%
		生活環境事業所隊	連絡員	5～10%	10～20%	20～50%	100%
		<u>市税事務所隊</u>		<u>連絡員</u>	<u>5～10%</u>	<u>10～50%</u>	<u>100%</u>

※地域防災計画都市災害対策編の動員基準に準拠する。

		【川崎市国民保護計画動員基準】						
		a 各部						
		部名	1号	2号	3号	4号	5号	
		総合企画・財政・経済労働 会計・交通・病院・教育 第1応援部（市民オンブズマン事務局） 第2応援部（選挙管理委員会事務局） 第3応援部（監査事務局） 第4応援部（人事委員会事務局） 第5応援部（議会局）			5～10%	10～50%	100%	
		総務・市民・子ども・環境・健康福祉・港湾・上下水道	連絡員	5～10%	10～20%	20～50%	100%	
		まちづくり・建設緑政	連絡員	5～20%	20～40%	40～50%	100%	
		消防	<u>連絡員</u>	特別警防体制に必要な人員				100%
		b 区本部						
		各地区隊名	1号	2号	3号	4号	5号	
		区役所（道路公園班を除く）	連絡員	5～10%	10～50%	50～80%	100%	
		道路公園班（道路公園センター）	連絡員	5～20%	20～50%	50～80%	100%	
		消防署（方面警戒本部）	<u>連絡員</u>	特別警防体制に必要な人員				100%
		生活環境事業所隊	連絡員	5～10%	10～20%	20～50%	100%	

第3部
第2章
1

59

(1) 市対策本部の設置の手順
イ 市長による市対策本部の設置
指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。この際、事前に市警戒本部又は災害対策基本法に基づく市災害対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述）。

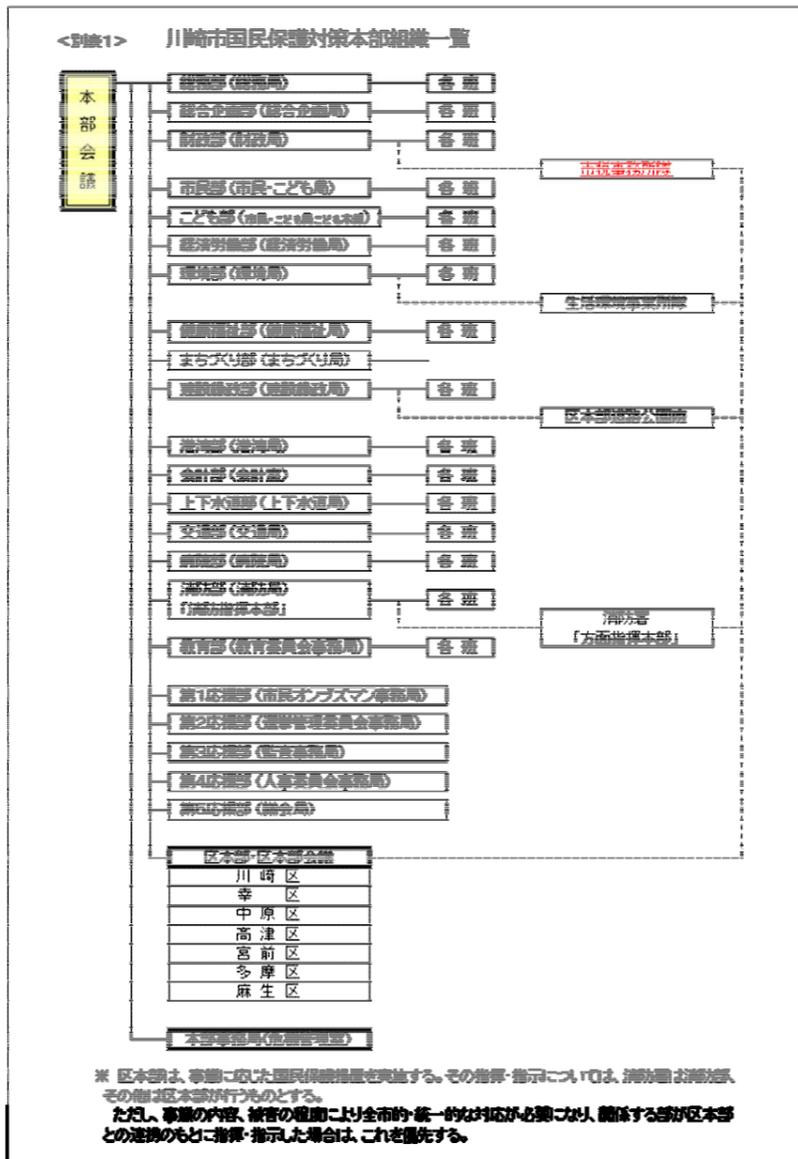
(1) 市対策本部の設置の手順
イ 市長による市対策本部の設置
指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。この際、事前に市警戒本部又は災害対策基本法に基づく市災害対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述）。

(略)
 オ 代替要員の確保
 市対策本部長等の代替職員については、次のとおりとする。

名称	代替職員	
	第一順位者	第二順位者
市長（市対策本部長）	危機管理担当副市長	その他の副市長
区長（区本部長）	副区長	あらかじめ定めた職員
各局（室）長（ <u>部長</u> ）	各局（室）区においてあらかじめ定めた職員	

(3) 市対策本部の組織構成及び機能
 【市対策本部の構成】

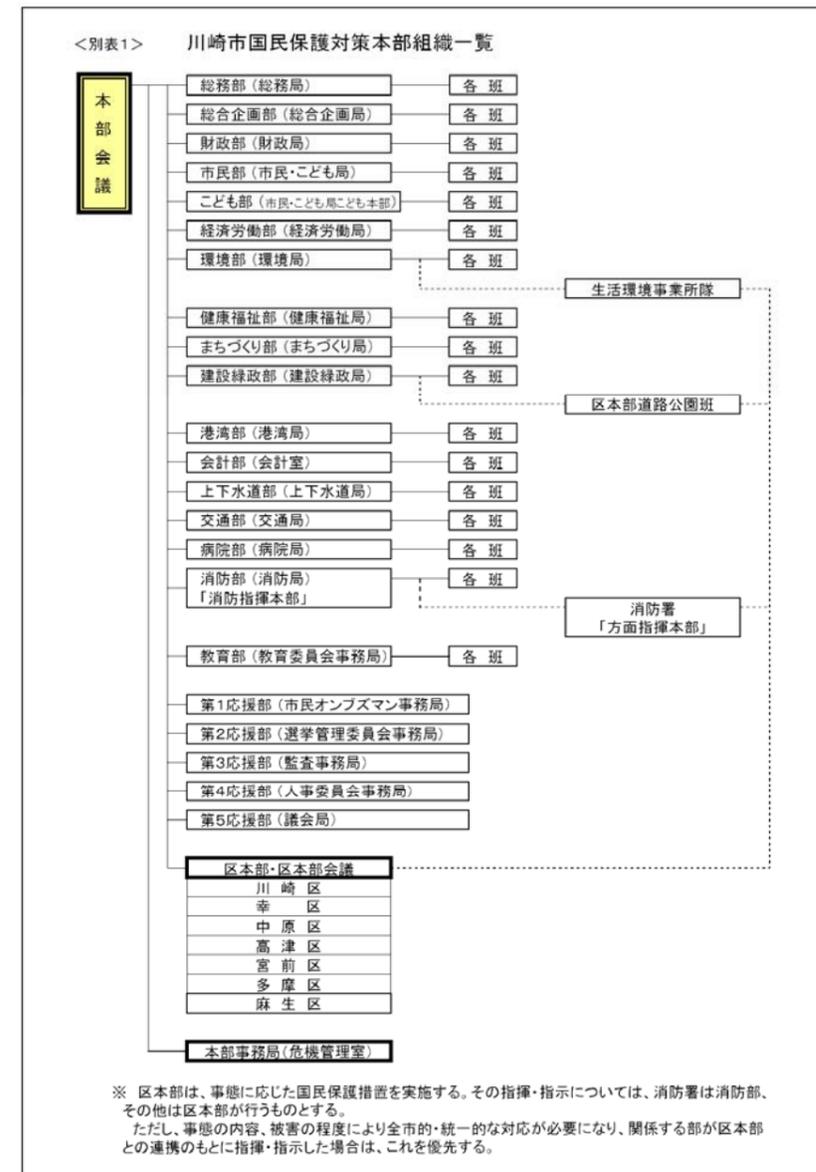
6 1



(略)
 オ 代替要員の確保
 市対策本部長等の代替職員については、次のとおりとする。

名称	代替職員	
	第一順位者	第二順位者
市長（市対策本部長）	危機管理担当副市長	その他の副市長
区長（区本部長）	副区長	あらかじめ定めた職員
各局（室）長	各局（室）区においてあらかじめ定めた職員	

(3) 市対策本部の組織構成及び機能
 【市対策本部の構成】



6 3	【各部の分掌事務】	
	部（局）名	武力攻撃事態における主な業務
	区本部・区本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・民間医療機関への警報内容伝達 ・避難所における救援措置 ・安否情報に関すること ・警報の内容の伝達 ・その他国民保護措置に関すること
	市対策本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市が行う国民保護措置に関する総合調整</u> ・ <u>市対策本部会議の設営及び運営に関すること</u> ・ <u>各種情報の収集及び伝達に関すること</u> ・ <u>本部司令（市対策本部長及び市対策本部会議の決定事項）の伝達に関すること</u> ・ <u>神奈川県、その他関係機関との情報受伝達及び各種報告に関すること</u> ・ <u>自衛隊等の応援要請及び受入に関すること</u> ・ <u>各部・区本部との連絡調整に関すること</u> ・ <u>防災行政無線の統制に関すること</u> ・ <u>備蓄物資の活用にかかる総合調整に関すること</u> ・ <u>災害復興に関すること</u> ・ <u>その他国民保護措置に関すること</u>
6 3	(4) 市対策本部における広報等 《危機管理室・総務局・市民・こども局・消防局・各区役所》	
	イ 広報の方法	
	ア) ラジオ・テレビの利用	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の指示等における放送依頼 ・ 災害時におけるスポット放送の依頼 ・ 市政広報番組の利用 ・ 特別報道番組の要請 ・ 地上デジタル放送のデータ放送 ・ <u>ケーブルテレビデータ放送</u> 	
	(略)	
6 4	エ) 電子メール・インターネット等の活用	
	市民向け電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」、インター	

【各部の分掌事務】	
部（局）名	武力攻撃事態における主な業務
区本部・区本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・民間医療機関への警報内容伝達 ・避難所における救援措置 ・安否情報に関すること ・警報の内容の伝達 ・その他国民保護措置に関すること
【市対策本部事務局の編成】	
	機 能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部会議の運営に関する事項 ・ 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が行う国民保護措置に関する調整 ・ 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・ 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 ・ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・ 通信回線や通信機器の確保
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・ 市対策本部員の食糧の調達等庶務に関する事項
NBC対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ NBC災害への対処に関する事項
(4) 市対策本部における広報等 《危機管理室・総務局・市民・こども局・消防局・各区役所》	
イ 広報の方法	
ア) ラジオ・テレビの利用	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の指示等における放送依頼 ・ 災害時におけるスポット放送の依頼 ・ 市政広報番組の利用 ・ 特別報道番組の要請 ・ 地上デジタル放送のデータ放送 	
(略)	
エ) 電子メール・インターネット等の活用	
市民向け電子メール配信サービス「メールニュース川崎」、インターネッ	

		<p>ネットサイト川崎市ホームページ、<u>モバイル川崎防災情報ポータルサイト</u>、<u>緊急速報メール</u>、<u>Twitter</u>、<u>Lアラート（公共情報コモンズ）</u>等を活用し、情報提供を行う。</p>	<p>トサイトによる「川崎市ホームページ」及び携帯電話用サイト「モバイル川崎」等を活用し、情報提供を行う。</p>
第3部 第4章 第1 1	73	<p>(2) 警報の内容の通知 イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページや<u>防災情報ポータルサイト</u>に警報の内容を掲載する。</p>	<p>(2) 警報の内容の通知 イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/) に警報の内容を掲載する。</p>
第3部 第4章 第2 2	77	<p>(1) 避難実施要領の策定 ※【避難実施要領の項目】 (略) ・市職員、消防団員の配置等 ・高齢者、障害者、<u>乳幼児</u>、<u>妊産婦</u>その他特に配慮を要する者への対応 ・要避難地域における残留者の確認</p>	<p>(1) 避難実施要領の策定 ※【避難実施要領の項目】 (略) ・市職員、消防団員の配置等 ・高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者への対応 ・要避難地域における残留者の確認</p>
第3部 第4章 第2 3	80	<p>(2) 消防機関の活動 《消防局》 消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者に対し、<u>区役所等関係団体と連携を密にして</u>避難住民の誘導を行う。 (略)</p>	<p>(2) 消防機関の活動 《消防局》 消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者に対し<u>車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した</u>避難住民の誘導を行う。 (略)</p>
	81	<p>(6) 高齢者、障害者等への配慮 《健康福祉局・総務局・危機管理室》 市長は、高齢者、障害者、<u>乳幼児</u>、<u>妊産婦</u>等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。 (略)</p>	<p>(6) 高齢者、障害者等への配慮 《健康福祉局・総務局・危機管理室》 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。 (略)</p>
	82	<p>(14) 混乱防止対策 《危機管理室》 ア <u>同報無線等</u>を使用し、流言飛語に対する広報を活発に行うとともに、的確な情報を伝達する。</p>	<p>(14) 混乱防止対策 《危機管理室》 ア <u>同報無線</u>を使用し、流言飛語に対する広報を活発に行うとともに、的確な情報を伝達する。</p>
第3部 第5章 3	88	<p>市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号）に基づき、次に掲げる救援を行う。 また、市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、<u>国</u>に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。 なお、市は、高齢者、障害者、乳幼児、<u>妊産婦</u>その他の救援の実施に際し援護を要する者に対して、適切に救援を実施できるよう十分配慮する。</p>	<p>市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号）に基づき、次に掲げる救援を行う。 また、市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、<u>厚生労働大臣</u>に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。 なお、市は、高齢者、障害者、乳幼児その他の救援の実施に際し援護を要する者に対して、適切に救援を実施できるよう十分配慮する。</p>
	90	<p>(3) 飲料水の供給及び食料の供給 ア 飲料水の供給 《上下水道局、関係各局（室）区》 市は、武力攻撃災害により、飲料水を得ることができない市民に対し、必要最小限度の飲料水を確保するため、応急給水及び応急復旧作業を効率よく推進し、給水機能の<u>早期回復を図る</u>。</p>	<p>(3) 飲料水の供給及び食糧の供給 ア 飲料水の供給活動 《上下水道局》 市は、武力攻撃災害により、飲料水を得ることができない市民に対し、必要最小限度の飲料水を確保するため、応急給水及び応急復旧作業を効率よく推進し、給水機能の<u>確保を図るとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行う</u>。</p>

	<p>(イ) 応急給水計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区長は、災害が発生し、市民に応急給水を実施する必要を認めた場合、速やかに<u>上下水道局庶務課を介して上下水道事業管理者に給水の実施を要請する。</u> <p>(略)</p> <p>(ウ) 応急給水方法</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水の方法としては、管路の空気弁又は消火栓を利用して、半径 <u>750m</u> 以内に 1 箇所の割合で応急給水拠点を開設し、拠点給水を行うものとする。 <p>(略)</p> <p>(エ) 応急給水用飲料水の衛生管理</p> <p><u>市</u>は、飲料水の衛生状況を把握し、適切な管理指導を実施する。</p> <p>(オ) 応援の要請</p> <p>市は、応急給水用飲料水の確保が困難な場合は、必要に応じて、災害時協定締結都市及び<u>日本水道協会</u>等へ派遣による給水等を要請する。</p> <p>イ 食料の調達・集積・配分・供給活動</p> <p>(エ) 避難所等における食料品の衛生管理</p> <p><u>市</u>は、食料品の衛生状況を把握し、適切な管理指導を実施する。</p> <p>9 1</p> <p>(5) 医療の提供及び助産 《健康福祉局・病院局》</p> <p>9 2</p> <p>イ 医療機関による医療救護活動</p> <p>(ウ) 地域医療関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県柔道整復師会 <p>9 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>川崎地区ケア輸送連絡会</u> <p>ウ 医療救護所の設置等</p> <p>(イ) 医療救護班の編成</p> <p>9 4</p> <p>c 地域の医療関係団体</p> <p>市は、川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会、<u>川崎地区ケア輸送連絡会</u>に対し、武力攻撃災害の規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所に派遣するよう要請する。</p> <p>d 川崎市医療救護ボランティア</p> <p>災害時における川崎市医療救護ボランティア登録者は、武力攻撃災害の規模等に応じ、登録した医療救護所において、市職員と協力して医療救護活動を行う。</p> <p>9 5</p> <p>エ 被災傷病者の収容医療施設</p>	<p>(イ) 応急給水計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区長は、災害が発生し、市民に応急給水を実施する必要を認めた場合、速やかに<u>市対策本部に対し要請するものとする。</u> <p>(略)</p> <p>(ウ) 応急給水方法</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水の方法としては、管路の空気弁又は消火栓を利用して、半径 <u>1 km</u> 以内に 1 箇所の割合で応急給水拠点を開設し、拠点給水を行うものとする。 <p>(略)</p> <p>(エ) 応急給水用飲料水の衛生管理</p> <p><u>健康福祉局長及び区長</u>は、飲料水の衛生状況を把握し、適切な管理指導を実施する。</p> <p>(オ) 応援の要請</p> <p><u>市長</u>は、応急給水用飲料水の確保が困難な場合は、<u>国等に支援を要請するとともに、必要に応じて、災害時協定締結都市等へ派遣による給水等を要請する。</u></p> <p>イ 食糧の調達・集積・配分・供給活動</p> <p>(エ) 避難所等における食料品の衛生管理</p> <p><u>健康福祉局長及び区長</u>は、食料品の衛生状況を把握し、適切な管理指導を実施する。</p> <p>(5) 医療の提供及び助産 《健康福祉局・病院局》</p> <p>イ 医療機関による医療救護活動</p> <p>(ウ) 地域医療関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県柔道整復師会<u>川崎市支部連合会</u> <p>ウ 医療救護所の設置等</p> <p>(イ) 医療救護班の編成</p> <p>c 地域の医療関係団体</p> <p>市は、川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会<u>川崎市支部連合会</u>に対し、武力攻撃災害の規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所に派遣するよう要請する。</p> <p>d 川崎市 <u>OB・OG 等の医療救護ボランティア</u></p> <p>災害時における川崎市 <u>OB・OG 等の医療救護ボランティア</u>登録者は、武力攻撃災害の規模等に応じ、登録した医療救護所において、市職員と協力して医療救護活動を行う。</p> <p>エ 被災傷病者の収容医療施設</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

9 6

(ウ) 医薬品等の確保

市は、医療救護班が使用する医薬品・医療資材を、計画的に備蓄する。
市は、医療救護所及び収容医療施設において使用する医薬品等について不足が生じた場合、川崎市薬剤師会等との協定に基づき医薬品等を調達する。なお、市は、血液製剤について不足が生じた場合は、県へ支援を要請するものとする。

(6) 被災者の捜索及び救出

イ 遺体の収容及び処理

(ア) 遺体の収容

区長は、災害発生後、速やかに遺体安置所を開設し、遺体を収容する。その際に、遺体搬送者から必要事項を聴取し、記録する。

・ 遺体の検視・調査等

所轄警察署は、遺体の検視・調査等を行うとされている。

名称	所在地
川崎市体育館※	川崎区富士見 1-1-4
幸スポーツセンター	幸区戸手本町 1-11-3
石川記念武道館	幸区下平間 357
とどろきアリーナ	中原区等々力 1-3
高津スポーツセンター	高津区二子 3-15-1
高津高等学校体育館	高津区久本 3-11-1
宮前スポーツセンター	宮前区犬蔵 1-10-3
多摩スポーツセンター	多摩区菅北浦 4-12-5
麻生スポーツセンター	麻生区上麻生 3-6-1

※ 平成26年12月から平成29年10月(予定)まで再整備で使用不可のため、かわさき健康づくりセンター(川崎区渡田新町3-2-1)を代替施設とする。

9 7

(8) 埋葬及び火葬場所

遺体の埋葬及び火葬は、次の場所において行うものとする。

ア 火葬場所 《健康福祉局》

名称	所在地	炉基数	処理能力
かわさき南部斎苑	川崎区夜光 3-2-7	12基	72体(1日)
かわさき北部斎苑	高津区下作延 6-18-1	16基	96体(1日)

イ 焼骨の仮貯蔵場所 《建設緑政局》

名称	所在地
緑ヶ丘霊堂(緑ヶ丘霊園内)	高津区上作延 33番地

(ウ) 医薬品等の確保

市は、医療救護班が使用する医薬品・医療資材を、計画的に備蓄する。
市は、医療救護所及び収容医療施設において使用する医薬品等について不足が生じた場合、川崎市薬剤師会との協定に基づき医薬品等を調達する。なお、市は、血液製剤について不足が生じた場合は、県へ支援を要請するものとする。

(6) 被災者の捜索及び救出

イ 遺体の収容及び処理

(ア) 遺体の収容

区長は、災害発生後、速やかに遺体安置所を開設し、遺体を収容する。その際に、遺体搬送者から必要事項を聴取し、記録する。

・ 遺体の見分・検視

所轄警察署は、遺体の見分・検視を行うとされている。

名称	所在地
川崎市体育館	川崎区富士見 1-1-4
幸スポーツセンター	幸区戸手本町 1-11-3
石川記念武道館	幸区下平間 357
とどろきアリーナ	中原区等々力 1-3
高津スポーツセンター	高津区二子 3-15-1
高津高等学校体育館	高津区久本 3-11-1
宮前連絡所・宮前地区会館	宮前区馬絹 1596
宮前スポーツセンター	宮前区犬蔵 1-10-3
多摩スポーツセンター (平成23年3月開館予定)	多摩区菅北浦 4-12-5
麻生スポーツセンター	麻生区上麻生 3-6-1

(8) 埋葬及び火葬場所

遺体の埋葬及び火葬は、次の場所において行うものとする。

ア 火葬場所 《健康福祉局》

名称	所在地	炉基数	処理能力
かわさき南部斎苑	川崎区夜光 3-2-7	12基	72体(1日)
かわさき北部斎苑	高津区下作延 18-72	16基	96体(1日)

イ 焼骨の仮貯蔵場所 《建設緑政局》

名称	所在地
緑ヶ丘霊園	高津区下作延 1344

	9 9	(9) 電話その他の通信設備の提供 市は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器他必要な通信設備を確保する。 <u>また、避難所において避難者が無料で使用でき、通信規制時においても繋がりがやすい災害時優先電話である特設公衆電話を、避難所開設に合わせ迅速に利用が可能となるよう、事前に、電話回線と必要な機器を整備する。</u>	(9) 電話その他の通信設備の提供 市は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器他必要な通信設備を確保する。
第3部 第5章 4	9 9	(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 イ 内閣総理大臣により <u>被ばく医療に係る医療チーム</u> が派遣された場合、その指導の下、トリアージ（傷病者の治療優先順位を決定すること。）や汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。	(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 イ 内閣総理大臣により <u>緊急被ばく医療派遣チーム</u> が派遣された場合、その指導の下、トリアージ（傷病者の治療優先順位を決定すること。）や汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。
第3部 第6章 1	1 0 1	(1) 安否情報の収集 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。	(1) 安否情報の収集 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、 <u>外国人登録原票</u> 等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。
第3部 第7章 第4	1 1 1	<u>国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処等の実施に当たっては、防災基本計画（原子力災害対策編）、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）及び市地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）に定められた措置を講ずることを原則とする。なお、武力攻撃原子力災害等の特殊性に鑑み、状況に応じて対処を行うものとする。</u>	<u>市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、次のとおり定める。</u>
第3部 第7章 第4 1	1 1 1	市は、川崎区浮島町地内及び麻生区王禅寺地内に所在する原子力関連施設等が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。 この <u>ような</u> 場合において、原子力関連施設は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。 <u>(削除)</u>	市は、川崎区浮島町地内及び麻生区王禅寺地内に所在する原子力関連施設が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。 この場合において、原子力関連施設は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。 <u>(1) 地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）等に準じた措置の実施</u> <u>ア 基本的考え方</u> <u>市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に当たっては、原則として、地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u> <u>イ 留意すべき事項</u> <u>市は、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に活動体制の整備及び確立、モニタリング（監視、観測）の実施等に留意するものとする。</u> <u>※【市の活動体制について】</u> <u>市は、地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）においては、原子力災害への対処のための活動体制を確立するために、市及び区におい</u>

<p>1 1 2</p>	<p>(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>ア 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報については、<u>防災基本計画（原子力災害対策編）、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）及び市地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）の定め</u>の例により行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。</p> <p>ウ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。</p> <p>※【原子力事業所に対するテロ攻撃等の発生に伴う初動対応について】 (略)</p> <p>したがって、市は、事態認定前に、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、<u>市地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）に定めた応急対策に備えるとともに、本計画第3部が定めるところにより、初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置の確保を行う。また、当該原子力事業者は、直ちに原子炉の運転を停止するなど必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(2) <u>モニタリングの実施</u></p> <p>市は、県が実施する緊急時モニタリングへの協力については、<u>防災基本計画（原子力災害対策編）、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）及び市地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）の定め</u>の例により行う。</p> <p>(3) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携</p> <p>ア 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、<u>防災基本計画（原子力災害対策編）、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）及び市地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）の定め</u>の例により、同協議会と必要な連携を図る。<u>なお、国の現地対策本部は原則として緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に設置されるが、被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、</u></p>	<p><u>て災害警戒本部又は災害対策本部を設置することとされているが、武力攻撃原子力災害への対処に当たっては、災害警戒本部又は災害対策本部における事務を市国民保護対策本部において行う。</u></p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。</p> <p>イ 市長は、県警察、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を次に掲げる指定行政機関の長及び知事に通報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用発電用原子炉等にあつては、経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣）</u> ・ <u>試験研究用原子炉等にあつては、文部科学大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては、文部科学大臣及び国土交通大臣）</u> <p>ウ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。</p> <p>エ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。</p> <p>※【原子力事業所に対するテロ攻撃等の発生に伴う初動対応について】 (略)</p> <p>したがって、市は、事態認定前に、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、<u>地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）に定めた応急対策に備えるとともに、本計画第3部が定めるところにより、初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置の確保を行う。</u></p> <p>(3) 放射能影響の早期把握のための活動</p> <p>市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、協力するとともに、<u>必要な放射能による影響の調査を行い、住民の避難誘導、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。</u></p> <p>(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携</p> <p>ア 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。</p>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>1 1 3</p> <p>1 1 3</p> <p>1 1 4</p>	<p><u>県庁等に設置される。</u></p> <p>イ 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。<u>なお、専門家の派遣等については、防災基本計画（原子力災害対策編）、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）及び市地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）の定める例によるものとする。</u></p> <p>(4) 住民の避難誘導</p> <p>(5) 市の消防機関の警防活動の留意点</p> <p>(6) 医療活動</p> <p>市長は、安定ヨウ素剤の予防服用や避難所等におけるスクリーニングの実施等については、<u>防災基本計画（原子力災害対策編）、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）及び市地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）の定める例により行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(7) 食品等による被ばくの防止・汚染飲食物の摂取制限等</p> <p>市長は、<u>必要に応じ、飲食物等の摂取制限等の措置について、防災基本計画（原子力災害対策編）、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）及び市地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）の定める例により行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>イ 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。</p> <p>(5) 住民の避難誘導</p> <p>(6) 市の消防機関の警防活動の留意点</p> <p>(7) 医療活動</p> <p>ア 安定ヨウ素剤の配布</p> <p>市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>この場合、市長は、安定ヨウ素剤の服用量が、成人と子どもや妊婦とでは異なることを踏まえ、市民への配布に合わせて適切な服用の方法を指示する。</p> <p>イ 初期被ばく医療の実施</p> <p>市は、国から派遣された放射線医学総合研究所等の医療関係者からなる緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、保健福祉センター等において、周辺住民の放射線被ばく又は放射能汚染の有無、一次除染等の医療活動を実施する。</p> <p>また、住民の避難等を実施した場合においては、避難所等において地元医師、保健福祉センター職員（診療放射線技師等、診療放射線技師で放射線取扱主任者又は放射線管理士の資格を有する職員）、緊急被ばく医療派遣チーム等によりスクリーニング等を実施する。</p> <p>ウ 二次被ばく医療への協力</p> <p>市は、国や県の実施する二次被ばく医療に協力する。</p> <p>(8) 食品等による被ばくの防止・汚染飲食物の摂取制限等</p> <p>市長は、汚染状況の調査結果に基づき、飲料水、食料品、農畜産物の汚染度が「飲食物の摂取制限に関する指標」に定める基準を超え、又はそのおそれがあると認められた場合には、遅滞なく次の措置を講じるとともに、直ちに市民広報を実施する。</p> <p>ア 飲料水に対する措置</p> <p>水源地又は水道施設に汚染が発生した場合は、取水の制限及び飲用の禁止措置を講ずる。</p> <p>イ 食料品に対する措置</p> <p>食料品が汚染された場合は、その摂取を制限し、又は禁止の措置を講ずる。</p> <p>ウ 農畜産物に対する措置</p> <p>農畜産物に汚染が発生した場合は、生産者、集荷機関及び市場の責任者等に</p>
--	----------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	1 1 4	(8) 職員の安全の確保 (9) 国への措置命令の要請等	<u>生産又は出荷制限等の措置を講ずる。</u> エ その他汚染物に対する措置 その他汚染物に対して、専門家の助言を得て必要な措置を講ずる。 (9) 職員の安全の確保 (10) 国への措置命令の要請等
第3部 第7章 第4 2	1 1 5	(4) 汚染原因に応じた対応 ア 核攻撃等の場合 市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 <u>なお、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u> ※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】 (略) このため、市の <u>関係部署</u> においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。	(4) 汚染原因に応じた対応 ア 核攻撃等の場合 市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 ※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】 (略) このため、市の <u>国民保護担当部署</u> においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。
第3部 第9章 1	1 1 8 1 1 9	(2) 防疫対策 イ 避難所等の防疫 災害発生時に設置された避難所等に対して、 <u>感染症のまん延を防止するため、施設管理者へ必要に応じて消毒の指導を実施する。</u> (4) 飲料水衛生確保対策 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。	(2) 防疫対策 イ 避難所等の防疫 災害発生時に設置された避難所等に対して、 <u>感染症予防のための消毒を実施する。消毒の実施は、消毒班が各避難所を巡回して、トイレ、ごみ置場を中心に実施するものとし、あわせて飲料水についても滅菌等の指導を行う。</u> (4) 飲料水衛生確保対策 ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、 <u>県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。</u> イ 市は、 <u>地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。</u> ウ 市は、 <u>水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。</u>
第3部 第9章 2	1 2 0	(2) 廃棄物処理対策 ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「 <u>災害廃棄物対策指針</u> 」（平成 <u>26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</u> 作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村と	(2) 廃棄物処理対策 ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「 <u>震災廃棄物対策指針</u> 」（平成 <u>10年厚生労働省生活衛生局</u> 作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応

		の応援等に係る要請を行う。	援等に係る要請を行う。
第3部 第11章 3	125	(1) 避難住民等の救援に従事する医療機関 <u>及び</u> 医療関係者	(1) 避難住民等の救援に従事する医療機関 <u>又は</u> 医療関係者
第4部 第1章 1	126	(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、 <u>二次災害を含めた</u> 被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。	(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。